

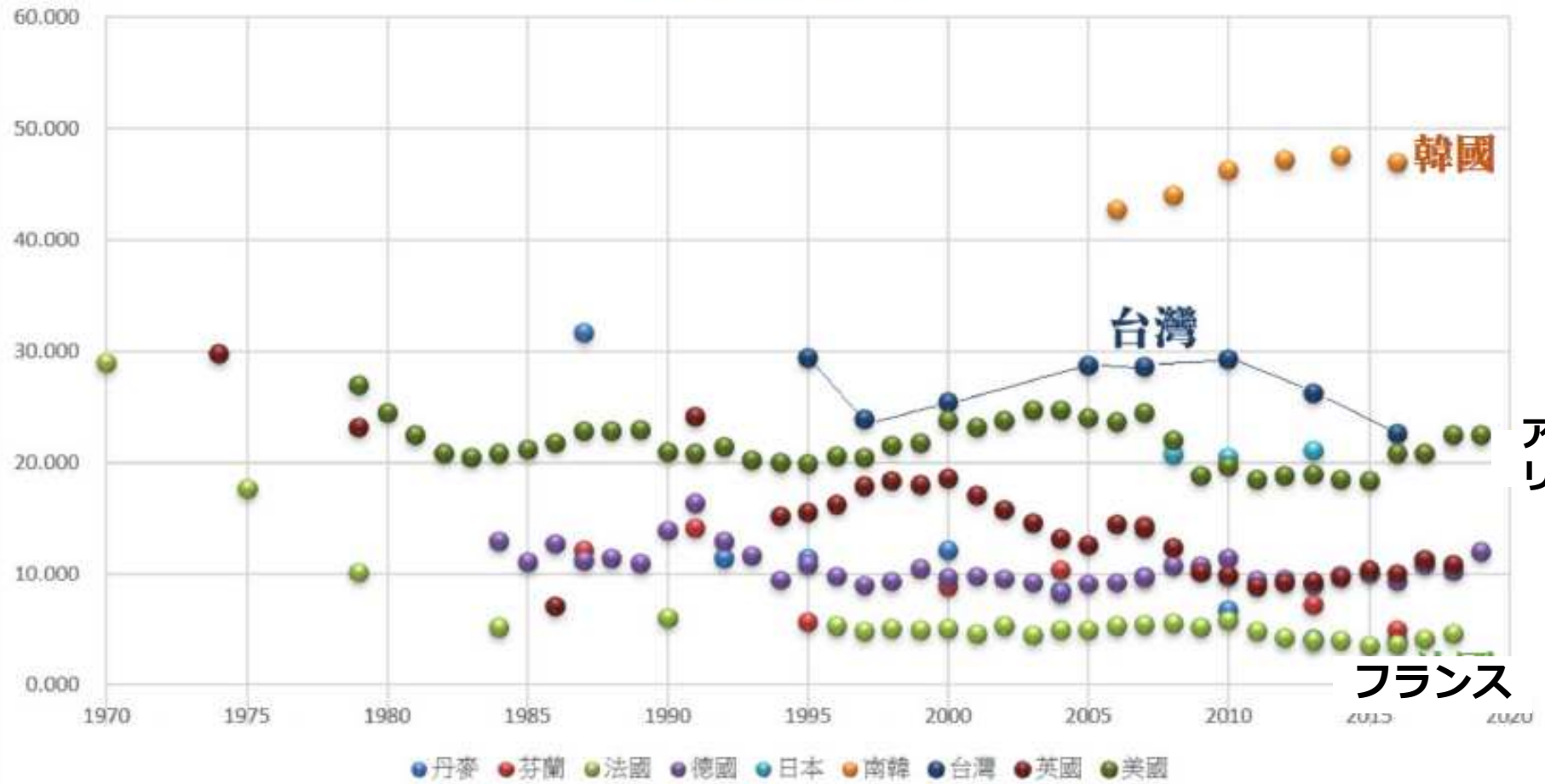
台湾心身障害者と高齢者 に関する財産管理政策

孫一信 副秘書長 I-Hsin Sun, Deputy Secretary General

中華民國知的障害者保護者總會

Parents' Association for Persons with Intellectual Disability,
Taiwan

高齢者貧困率



高齡者の所得構成

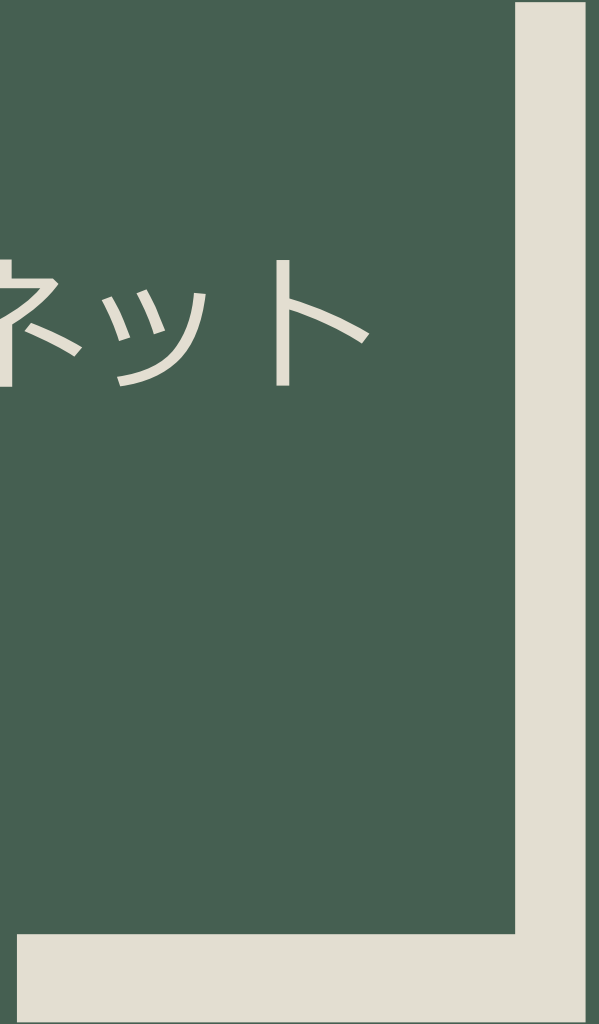
55~64 歲及 65 歲以上主要經濟來源-按性別分

106 年 9 月

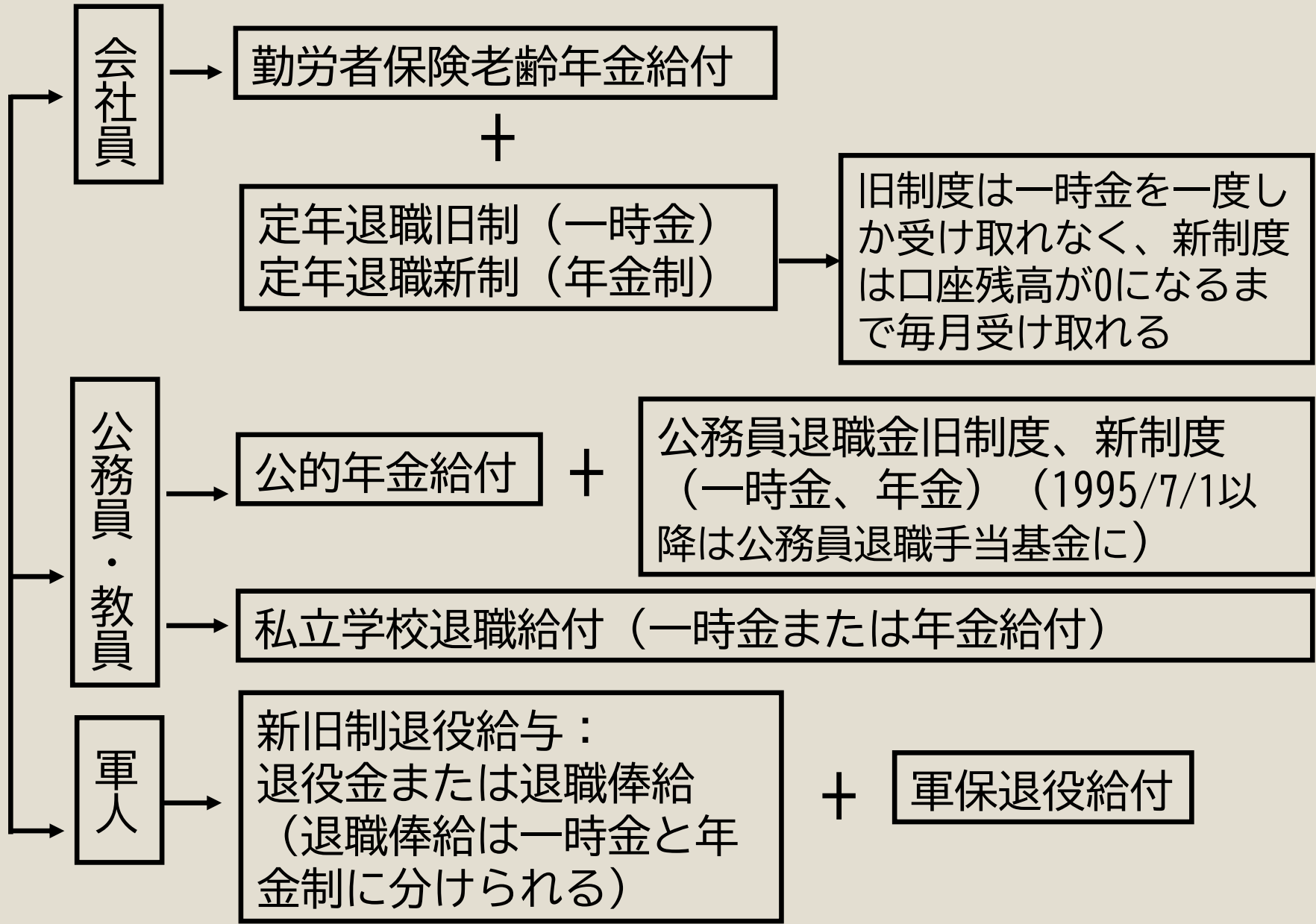
單位：%

項目別	自己的 工作 或 營業 收入	自己的儲 蓄、利息、 租金、投資 所得或商 業保險給 付	自己的退 休金、撫 卹金或保 險一次 給付	軍、公 教、勞、 國保年 金給付	配偶或 同居人 提供	子女或 孫子女 奉養	政府救 助或津 貼	社會或 親友救 助	向他 人或 金融 機構 借貸	其他
55~64 歲	46.26	12.52	8.69	5.05	13.50	10.07	2.60	0.78	0.08	0.45
男	58.15	14.55	9.39	5.35	3.04	4.49	3.20	1.36	0.17	0.31
女	34.96	10.59	8.02	4.78	23.44	15.38	2.03	0.23	-	0.58
65 歲以上	9.47	14.76	12.29	18.77	4.08	24.34	15.49	0.19	0.14	0.46
男	13.44	16.71	17.20	19.73	1.66	16.86	14.04	0.21	0.06	0.10
女	6.09	13.10	8.10	17.95	6.15	30.70	16.73	0.17	0.22	0.77

職業別セーフティネット の現状



従業員



非従業員

25歳以上、65歳未満の戸籍を有する国民年金の対象としては：

- * 失業者
- * 雇用主
- * 専業主婦、主夫
- * 戸籍を有する外国人配偶者
- * 後重度障害登録者
- * 未就業の25歳以上の学生
- * 軍・公・教及び労働保険未加入者
- * 勤労者保険に加入していない会社員

* 勤労者保険給付を受領済みの特例

満65歳より国民年金受給が可能に

高齢者年金
障害者年金
死亡給付
遺族年金

満65歳の農民

高齢者農民福祉
手当暫定条例

台湾における高齢者及び障害者の経済安全の現状

- 職業別に分けられ、独立した保険及び年金制度がある。国民年金保険は2007年に立法された。勤労者保険は2008年に年金制に法改正された。
- 無業者には農民手当、国民基本保証年金、身体障害基本保証年金がある。
- 年金を受け取っても貧困に陥っている人に対し、社会救助としての生活手当金、または高齢者福祉法及び障害者權益保障法に基づいて支給される中低所得高齢者及び身体障害生活補助金がある。

**高齢者及び心身障害者の信託
実務及び財産管理制度
(住宅養老、古い家の住替)**

信託の意義

信託法§1: 「信託者とは、委託者が財産権を移転したり、他の処分をしたりして、受託者が信託の本旨に基づいて、受益者の利益や特定の目的のために信託財産を管理したり、処分したりすることをいう。」

法令の根拠

老人福祉法

第14条

高齢者の財産の安全を守るために、直轄市、県（市）の主管機関は財産の信託を奨励する。

金融主管機関は、信託業者及び金融業者に財産信託の取り扱いを奨励し、商業型不動産のリバースモーゲージローンサービスを提供する。

住宅主管機関は住宅賃貸に関するサービスを提供する。

心身障害者権益保障法

第83条

財産を管理する能力のない心身障害者の財産権が保障されるために、中央主管機関は関連目的の事業主管機関と共同で、信託業者に心身障害者の財産信託の取り扱いを奨励する。

金管會は2020年9月1日に信託2.0「全方位信託」推進計画を公布



參、推動策略主軸(8/10)

主軸二、人才培育、宣導及產學合作

- 普及民眾對信託觀念的教育宣導：
 - ✓ 加強宣導高齡(失智)者及身心障礙者金融服務之相關觀念。
 - ✓ 協助辦理信託監察人之培訓課程。
 - ✓ 持續對機關、團體及學校辦理信託宣導活動；拍攝宣導短片及印製文宣品等各式管道持續宣導信託觀念，強化國人信託觀念。
- 加強信託產學合作：
 - ✓ 推動「信託校園扎根計畫」由在學時期培養對信託之認知，並培訓未來信託人才。
 - ✓ 持續宣導大專院校增設信託法規與信託業務之專業課程、提供信託人才供需訊息，鼓勵信託業者提供學生實習機會，並給予成績優良者就業機會等。



參、推動策略主軸(6/10)

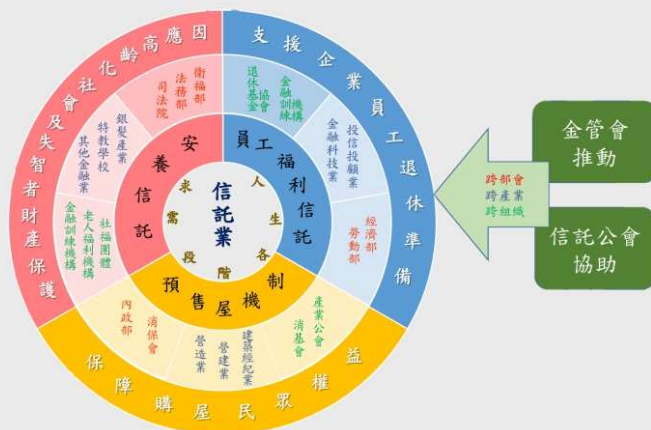
主軸一、法規及業務發展

- 推動於相關自律規範訂定失智者金融服務相關指引。
 - ✓ 責成相關公會蒐集實務上失智者於金融機構臨櫃辦理業務之行為態樣，及金融機構面對失智者辦理金融交易或提供服務流程所面臨之實務問題，研議於相關自律規範中訂定相關指引，供金融機構從業人員參考。

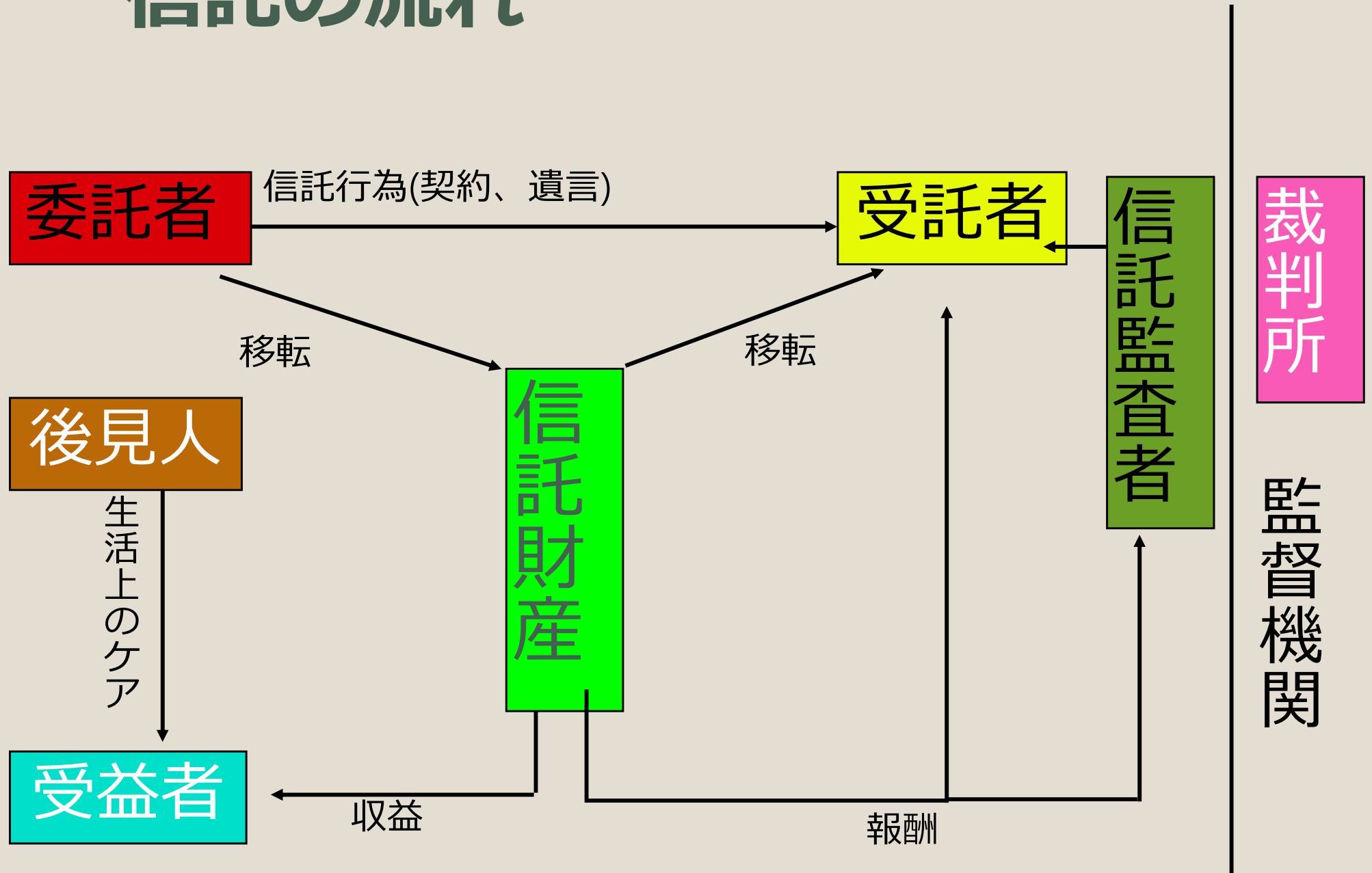


貳、核心目標 (6/6)

跨領域合作與結盟推動信託2.0第二階段



信託の流れ



信託のメリット

1. 財産は独立かつ安全である
2. 完全に委託者が指定した方式で信託財産を保管し、使用する。
3. 事前に財産を分配し、子供が遺産を争うことを避ける
4. 節税できる、遺産税を最小限にする。

2022年6月

台湾全国の安養信託金額

594億

中華民國知的障害者保護者總會が信託サービスを提供する業務の発展過程

- 1.法律案件からの信託サービスの発想
- 2.信託監査者グループの設立
- 3.サービスの流れとフォームの構築
- 4.業務人材の育成
- 5.業務経験の修正とフィードバック

知的障害者保護者総会委託を受け信託監査者を担任した発展背景

「中華民国知的障害者保護者総会知的障害者の利益のための信託契約または遺言書締結の信託監査者の実施方針」

プロセス2000年本会第4回第6回理事会議採択

2010年本会第7回第8回理事会の修正採択

2014年本会第9回第3回理事会の修正採択

2019年本会第10回第8回理事会議の修正採択

2022年本会第11回第6回理事会の修正採択

組織内部管理

- 1.定款の改正-業務内容の増列を組織し、信託契約の締結に協力し、信託監査者を務める
- 2.定款に基づいて関連実施方法を制定する
- 3.信託推進チームの設立-組織が前項の方法に従って適切な人選を授権する
- 4.2021年に新設：**信託監査者の担当に関する内部執行規則**

組織外部のコラボレーション

- 1.組織外関連資源との取り組み(弁護士、会計士、信託業者、保険会社)
- 2.本会は受益者の所在する県市の精神障害者保護者協会の委託を受け、受益者を訪問する

料金基準

本会は信託監査者を担当する場合、次の費用を徴収する：

1. 3ヶ月ごとに2000元の新台湾ドルを受け取る
2. 委託者の要求に応じて受益者を訪問する回数を増やすと、一回増えるごとに新台湾ドル1000元を受け取る。前項の費用、給付時間及び給付方法は信託契約又は遺言書に明記しなければならない。
3. サービス申請、訪問評価費用は1500元
4. 訪問の交通費は実際の支出書類に基づいて支払う。

信託監査者の担当事務

- 受益者の定期的な訪問
- 信託契約又は遺言書信託に規定されていない費用に対する同意権を与える
- 信託終了の有無に対する同意権を与える
- 後任の受託者を指定する
- 受益者に関連する社会福祉資源につながることを協力する

将来の展望

1、公益性(社福)を持つ信託監査者及び保護者組織を設立する：

心身障害者の権益擁護の観点から、後見と信託制度の組み合わせによる運用が一つの傾向である。公益性(社福)を持つ信託監査者及び保護者組織を構築できれば、心身障害者の支援側として、心身障害者家庭の信託利用意欲を高めることができる。

2、信託監査者と民法成年後見制度の競合の明確化：

委託者を通して信託契約を締結してから後見または補助を受けるケースに対して、後見人が信託契約を取消(変更)権があるかどうか、補助人が信託契約の取消(変更)に同意権があるかどうかは明確な法令規範(信託法、民法)が必要である。

将来の展望

3、受託者は信託契約の計画過程から信託の安定と安全性を考えるべきである。

社福団体が信託監査者になる場合、信託契約に順位信託監査者の設立、信託監査者の解任は裁判所の同意を得ることを加えることを提案する。

4、信託設立の誘因を提供する

老人福祉法及び心身障害者権益保障法を例に:(現行法令)

老人福祉法(14)：老人の財産の安全を守るために、直轄市県(市)の主管機関は財産を信託に交付することを奨励する。扶養義務者がいない老人は、裁判所を通して後見又は補助者を指定し、その財産は中央目的主管機関の許可を得た信託業に管理、処分を委ねる。

心身障害者権益保障法(83):管理財産ができない心身障害者の財産権利が保障されるために、中央主管機関と関連目的事業主管機関と共同で信託業者に心身障害者の財産信託の取り扱いを奨励する。

上記のタイプの案件に対して契約費と管理費を低減又は補助する。

住宅養老制度（リバースモーゲージローン）の推進状況

- 2015年11月から土地銀行が試験運営を開始し、現在台湾では15の銀行が住宅養老業務を請け負っている。
- 2022年9月、当該件数は累計6352件、当該ローンの総額は362億元。主に台北市、新北市、基隆市に集中し、50%以上を占めている。
- 平均年数は20.45年。
- 女性56.27%、男性43.73%を占めている。

**高齢者が自宅に老後を過ごすことができる。また逆
抵当に入れた金が受け取れることができる。**

古い家（高齢）の住み替え計画

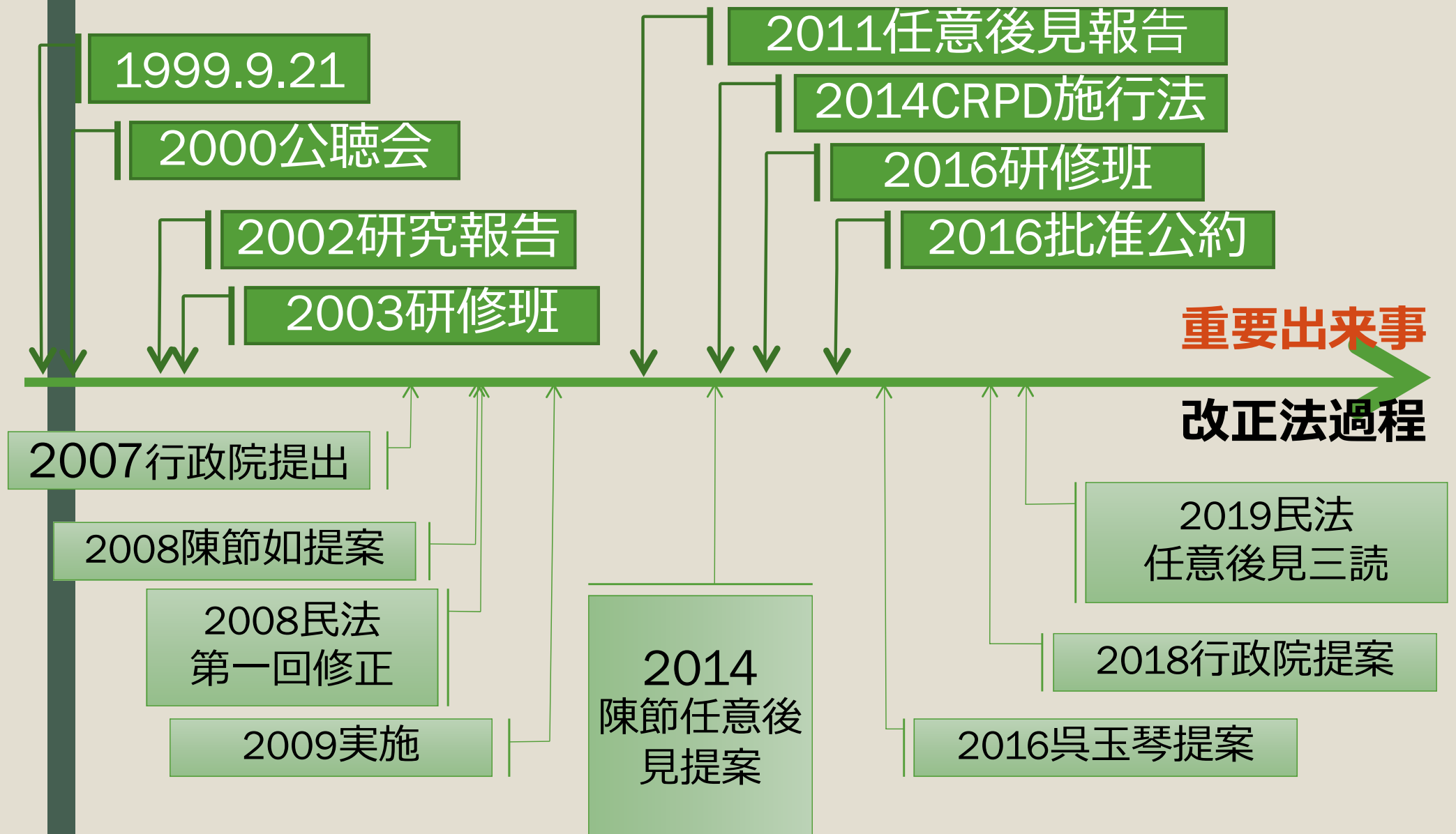
- 問題：動き不便の高齢者の持ち家は階段のあるアパートにある。
- 台北市政府及び新北市政府は住宅を交換計画を推進。
- 計画の内容:家を1軒しか所有していない者（公的社会住宅に入居できなかった）は、公的社宅に移住し、元のアパートを賃貸代行計画を通し、他の社会的弱者に賃貸する。ここで得た賃貸料は公的社宅の家賃に当てることができる。

しかし、この計画の構想はよいが、実際、高齢者の家替えの意欲は極めて低い。市府は社会福祉の考え方に乏しく(例えば高齢者が必ず一人暮らしとは限らない、引っ越しが容易ではない、コミュニティを変えたら新たに適応し直す必要があるなどの問題)、計画の効果が非常に低い。

民法任意後見制度の創設

自分で将来の後見人を選定し、自分の期待通りの財産管理方式を指定する。

成年後見に関する主要出来事と改正法の過程



法定後見と任意後見の違い

	項目	任意後見制度	成年後見制度
1	後見人の発生	本人の判断能力が十分な場合、本人と受任者が約束し、本人が後見宣告を受けた場合、受任者はその後見人を務める。(第113条の2)	本人の判断能力がないかつ後見宣告を受けた場合、裁判所は職権により後見人を選定する(第14条及び第1111条)
2	後見人の人選	法定後見所定の一定範囲内の人選に限定しない(第1113条の2)	一定範囲内の人選(配偶、四親内の親族、最近1年同居事実がある他の親族、社会福祉機構又は他の適切な人)(民法第1111条)
3	後見人執行職務の範囲	任意後見契約に基づく(第1113条の2)	裁判所は職権により指定(第1112条の1)
4	後見人の報酬	任意後見契約に報酬を定めるあるいは報酬を給付しないことを定める。定めていない場合、後見人は裁判所に申請し裁定してもらう(第1113条の7)	後見人報酬を請求する。その金額は裁判所が裁定する(第1113準用第1104条)
5	後見人は財産処理の制限	任意後見契約は受任者が後見職務を執行する際に民法の規定を受けない制限を決める。	後見人は財産を処分する際原則被後見人の財産を投資してはいけない、かつ、それが「重大な財産行為」である場合は裁判所の許可が必要である。(第1101条)

表：法務部/提供

任意後見制度の契約手本の重点

第七条 受任者数人の職務執行範囲

本契約の各当事者の同意数受任者:

それぞれ職務を執行し、職務を執行する範囲は以下の通りである:

受任者1:(生活管理事項)

受任者2:(例えば介護治療事項)

受任者3:(例えば財産管理事項)...

職務を共同で執行する。

第八条 財産台帳を共同で発行する者

甲は共同で財産台帳を発行する人を指定する:

身分証明書番号:

住所:

電話:

裁判所が職権に基づいて指定する。

第九条 報酬

本契約の双方は乙の報酬が以下の通りであることに同意する:

- 甲は本契約が発効した後、乙について後見事務を処理する。その報酬額及び給付方式は、乙が甲の財産の中で受領するものである。
- 報酬を支払わない。
- 乙は裁判所に裁量を請求する。

第十条 財産の処分が制限されているか

- 甲は、乙が裁判所の許可を得ずに以下の行為を行うことに同意する。
- 甲を代行して不動産の購入または処分をする。
- 甲を代行して居住に供する建物又はその基地について他人の使用又は賃貸を中止する。
- 甲は乙が甲の財産を投資とすることに同意する。

任意後見契約管理案件の統計

109年度

締結		変更		撤回		訂正や補充	
許可	不許可	許可	不許可	許可	不許可	許可	不許可
206	3	1	0	1	0	3	0

109年度の新案件は214件

110年1月から6月末

締結		未審査	変更		撤回		訂正や補充		締結
許可	不許可		許可	不許可	許可	不許可	許可	不許可	
108	1	2	1	0	1	0	1	0	

110年1月から6月末の新案件は114件

中華民國知的障害者保護者總會

106臺北市大安區建國南路一段285號3樓

電話：02-27017271

口座番号：15896084

ホームページ：www.papmh.org.tw

E-Mail：papmh@papmh.org.tw

身心障礙者信託

實務操作手冊

